

定年引上げに伴う 消防本部の課題に関する研究会 (第5回)

研究会の論点整理について

令和4年10月5日(水)
総務省消防庁消防・救急課

1. 定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会の論点整理について
2. 役職定年制に伴う消防吏員の階級の取扱いについて

1 .定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会の 論点整理について

定年引上げに伴う消防本部の課題に関する研究会の論点整理について

背景・目的

- 令和5年度から、消防職員を含む地方公務員の定年が65歳まで2年に1歳ずつ上げられることとなり、役職定年制などの諸制度の整備がされた。
- 総務省自治行政局公務員部においても定年引上げに伴う課題に対する検討（「地方公務員の定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会」及び「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会」）が行われ、報告書が取りまとめられた。
- 本研究会においては、上記の総務省自治行政局公務員部における検討を踏まえつつ、定年引上げに伴う地方公務員に共通する課題への対応に加え、「消防の業務の大部分が現場業務であり、加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に支障をきたす職種である」ことに起因する、消防に特有の課題を踏まえた検討を行った。

研究会での検討内容等

- 定年引上げに伴う消防本部の課題として、特に影響が懸念される「高齢期職員の活躍」及び「定員管理」に関する基本的な考え方や各消防本部における対応時のポイントを検討
- 「高齢期職員の活躍」に関しては、地方公務員に共通する課題である「定年引上げの影響を踏まえた組織全体のモチベーションの維持」や消防に特有の課題である「消防が加齢困難職種であることによる高齢期職員の現場業務への配置の困難性」等を踏まえた対応及び留意点について議論
- 「定員管理」に関しては、地方公務員に共通する課題である「定年退職者が隔年となることに伴う退職補充による採用数の不安定化」や消防に特有の課題である「高齢期職員が増加することにより消防力が低下する事への懸念」等を踏まえた対応及び留意点について議論

検討結果（定年引上げに伴う消防本部の課題への対応及び留意点）

高齢期職員の活躍

【課題】

＜地方公務員に共通する課題＞

- ・ 定年引上げの影響を踏まえた組織全体のモチベーションの維持

＜消防に特有の課題＞

- ・ 消防が加齢困難職種であることによる高齢期職員の現場業務への配置の困難性

対策① 働きやすい環境の整備等

対策② 現場業務での活躍維持に向けた取組

対策③ 高齢期職員の適材適所の配置

定員管理

【課題】

＜地方公務員に共通する課題＞

- ・ 定年退職者が隔年となることに伴う退職補充による採用数の不安定化

＜消防に特有の課題＞

- ・ 高齢期職員が増加することにより消防力が低下することへの懸念

対策① 年齢構成の平準化を踏まえた採用の実施

対策② 消防力を維持するための定員の見直し

定員管理に係る消防特有の課題について

論 点

- 定年引上げをする中、適切に消防力の維持・確保を図っていくためには、高齢期職員の活躍を促進していくことが重要となる。
- しかしながら、加齢困難職種という消防業務の特性を踏まえると、高齢期職員の活躍促進だけでは、消防力の維持が困難な場合が生じることが考えられ、その際においては、定員見直しの可否を検討することも必要となる可能性がある。
- 定員の見直しの必要性や、定員の見直しを検討する際において留意すべき事項等について、基本的な考え方を整理することが必要

① 高齢期職員が増加することにより消防力が低下する事への懸念について

- 定年引上げによる高齢期職員の増加や若手職員の減少に起因して、現場業務かつ交替制勤務の配置を中心に、どのような影響があり、消防力の低下が生じるのか。例えば、交替制勤務ローテーションに入ることができない職員が増加するなどといったことが生じるか。

② 消防力を維持するための定員の見直しについて

- 「①高齢期職員が増加することにより消防力が低下する事への懸念について」は、体力向上プログラム等による高齢期職員の活躍促進や、非現場業務の中堅職員の配置転換といった人事配置上の工夫のみにより対応可能か。
- 上記では対応困難であり、定員を見直す場合にはどのような事項に留意すべきか。例えば「業務量に応じて人員を適正に配置する」といった定員管理の趣旨に沿い、上記の高齢期職員の活躍促進や非現場業務の中堅職員の配置転換といった人事配置上の工夫をした上でなお必要となる定員の見直しに限り、行うこととすべきか。また、定員の見直しに伴う配置の新設に当たっては地域の消防需要に対応するために必要な配置とすることに留意が必要となるか。

第2回研究会に提出した「現行の再任用制度における好事例の収集に向けた消防本部個別ヒアリング調査（概要）」において、高齡期職員が現場業務（消防隊・救助隊・指揮隊・救急隊）を実施する際の課題として挙げられたものは主に以下の通り。

【消防隊】

- 加齢に伴う身体能力低下の影響による公務災害発生の危険性
- 隔日勤務体制の深夜勤務が与える体力面や健康面への影響
- 普段から隊員として現場活動をしている若者と、隊長職で指揮を執っており現場活動から離れていた高齡期職員とでは、活動時の体力レベルに差が生じる。
 - ①活動における迅速性に差が出る
 - ・ 防火衣を着装した状態での資器材搬送、階段移動、長距離移動
 - ②活動における継続性に差が出る
 - ・ 空気呼吸器の消費の差。バディを組んで活動するため、片方のボンベ残圧が無くなれば、セットで撤退しなければならない。
- 加齢による体力及び動体視力等の低下のため、機関員としての適性を慎重に見極める必要がある。

【救助隊】

- 現場活動に必要な体力管理や健康維持が課題となってくる。

【指揮隊】

- 加齢による体力的な問題や、持病などの課題により、長時間の災害対応に不安がある。
- 加齢による体力及び動体視力等の低下のため、機関員としての適性を慎重に見極める必要がある。

【救急隊】

- 隔日勤務体制の深夜勤務が与える体力面や健康面への影響（救急隊は消防隊と比較して、深夜帯も含めた出勤回数が特に多い。）
- 加齢による体力及び動体視力等の低下のため、機関員としての適性を慎重に見極める必要がある。
- 活動時に腰痛等の受傷のおそれがある。
- 交替制勤務時の夜間出場の身体的負担がある。

ヒアリング調査の目的

現場業務を支える消防体制を検討するにあたり、基本的な人員算定の基礎資料とするため消防本部における長期休養者の状況について調査を実施した。

ヒアリング調査

- ・ 消防本部における10日以上長期休養者（精神疾患・新型コロナウイルス感染症を除く）を年代別で調査を実施
- ・ 公務災害認定されている長期休養者を除くことで、私傷病に特化して調査を実施

■ 調査対象数

6 消防本部（大規模本部：2本部 中規模本部：4本部）

■ 調査を実施した期間

令和4年8月15日から令和4年8月31日まで

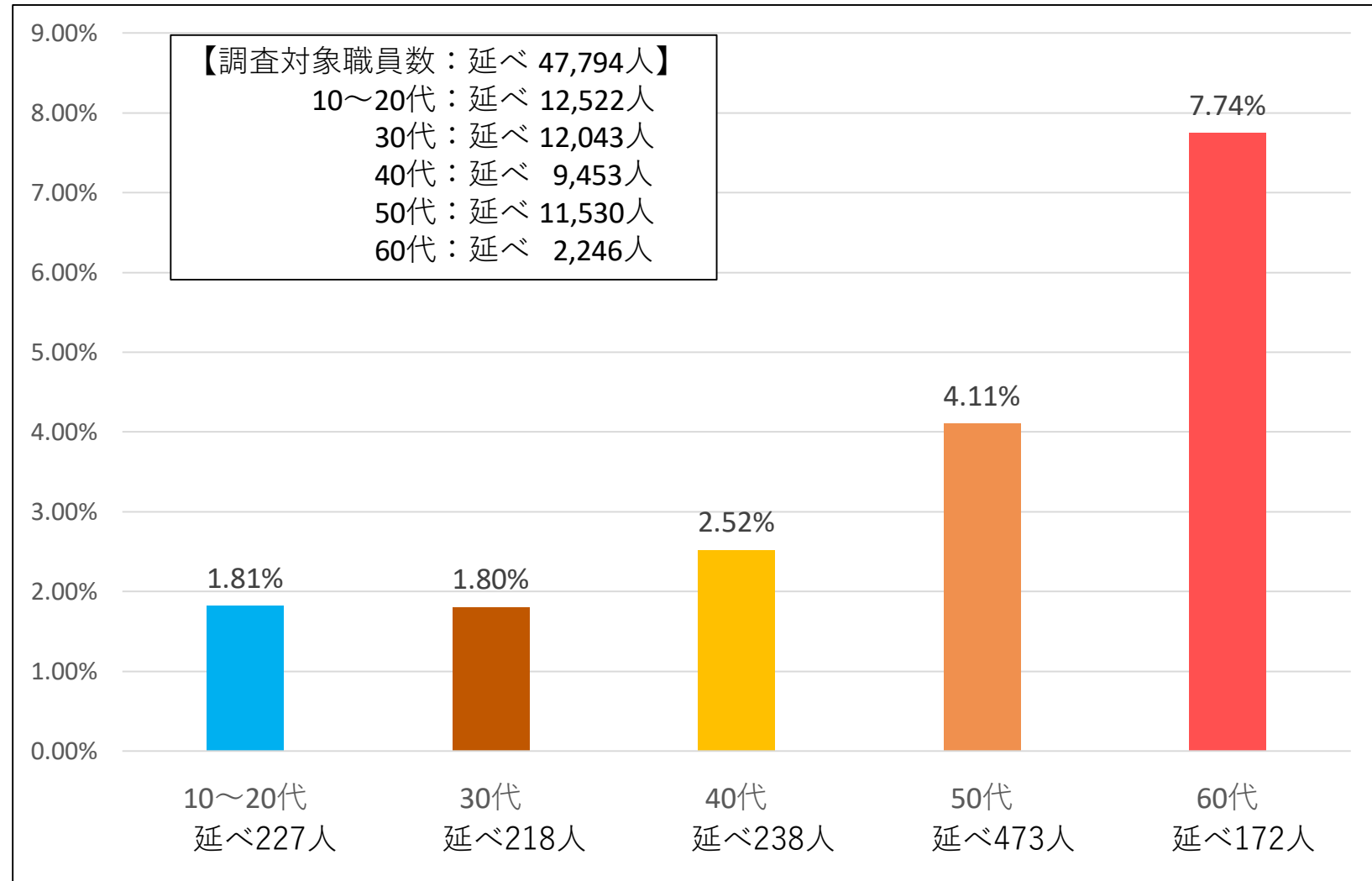
■ 対象期間

平成28年度から令和3年度

■ 対象職員数

47,794人

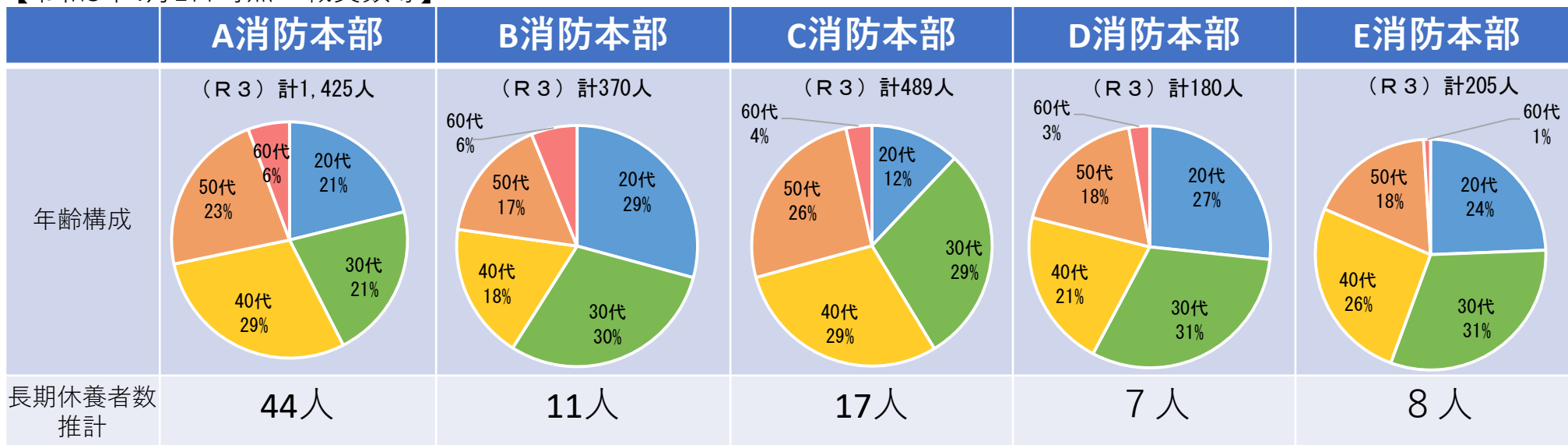
年代別長期休養者率



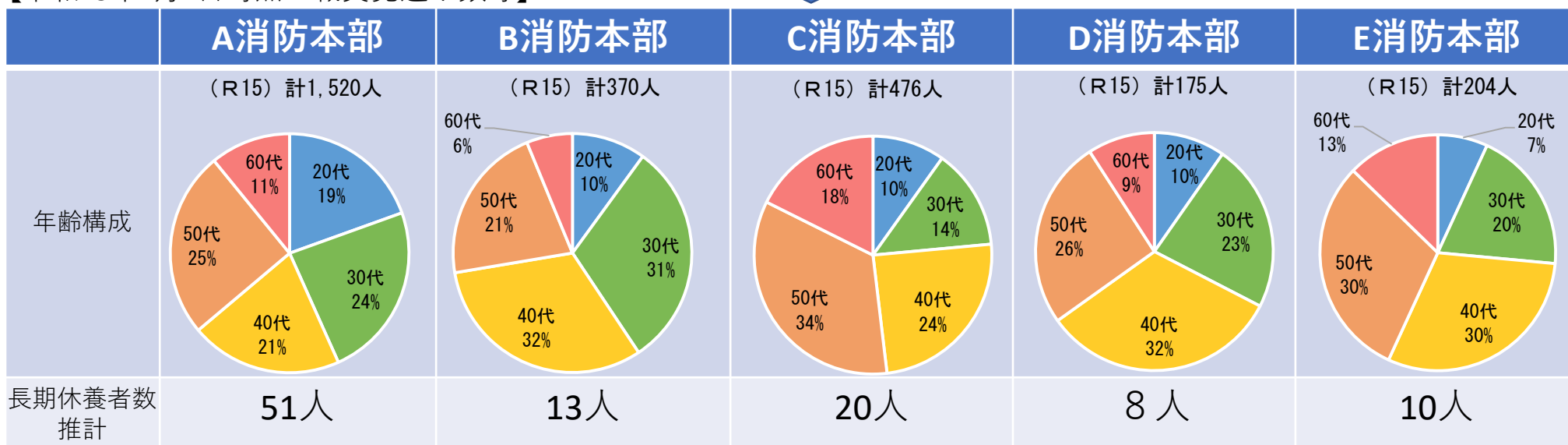
令和3年及び令和15年の長期休養者数の推計

第1回研究会資料「定年引き上げに係る定員管理の在り方に関する調査」を基に作成

【令和3年4月1日時点の職員数等】



【令和15年4月1日時点の職員見込み数等】



※長期休養者数推計：「定年引き上げに係る定員管理の在り方に関する調査」による年代別職員数（見込み）に「年代別長期休養者率」を乗じたもの。8

【参考】消防力の整備指針

意義

- 1) 市町村が火災の予防、警戒及び鎮圧、救急、人命救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域において、消防の責任を十分に果たすために必要な施設及び人員について定めるもの
- 2) 国が、全国的に適用される共通の基準を示すことで、市町村が的確にその役割を果たすことができるようにし、市町村は、消防力の整備指針に基づく算定指標に、地域の実情を加味して自ら消防施設や人員についての基準数値を決定し、計画的に整備を推進する。

法的性質

消防庁長官が、都道府県又は市町村に対して行う、助言、勧告、指導。（消防組織法第37条）

1. 主な施設及び人員の算定基準

－施設に係る指針－

- 消防署及び出張所
（市街地）人口、地域特性を勘案した数
（市街地以外）地域の実情に応じた数
- 消防ポンプ自動車
（市街地及び準市街地）人口、地域特性を勘案した数
（市街地及び準市街地以外）地域の実情に応じた数
- はしご自動車
管轄区域内に中高層建築物が一定以上存する消防署の数
- 化学消防車
危険物施設の数及び危険物の最大貯蔵・取扱量に応じた数
- 救助工作車
消防署の数、地域特性等を考慮した数
- 救急自動車
人口、救急業務に係る出動の状況等を勘案した数

－人員に係る指針－

- 消防隊の隊員（消防ポンプ自動車、はしご自動車、化学消防車）
（市街地に設置した署所）5人（必要な条件を満たせば4人）／台
（市街地以外 “ ” ）市町村の判断による人数／台
- 救助隊の隊員（救助工作車）5人／台
- 救急隊の隊員（救急自動車）3人／台
- 予防要員
防火対象物、一戸建て住宅及び危険物施設数等を基準に算出し、事務執行を勘案とした数
- 消防団員
消防団の業務を円滑に遂行するために、地域の実情に応じて必要な数
- 兼務
 - ・ 救急・火災発生状況等、一定条件下において消防隊と救急隊の隊員の兼務可
 - ・ 共同住宅の立入検査、一戸建て住宅の防火指導業務等を警防要員が兼務可

2. これまでの主な改正

- 昭和36年：【制 定】 当時、市街地大火が頻発。国として早期に消防力の増強を推進するため、市町村が整備する必要最少限の施設、人員を定めることを目的に「消防力の基準」制定。
～その後、消防機器の性能向上や災害事象の多様化等を受けて、5回の一部改正～
- 平成12年：【全部改正】 「必要最少限の基準」から「市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針」へと位置づけを改め、地方分権の動きに対応して、市町村の自主的決定要素を拡充。
- 平成17年：【一部改正】 消防職員の職務能力に関する基準、兼務の基準、防災・危機管理に関する基準等を追加し、告示の名称を「消防力の整備指針」に変更。
- 平成20年：【一部改正】 化学消防車の配置台数及び泡消火薬剤の備蓄量について、原子力発電所の数等を勘案して定めることとした。
- 平成26年：【一部改正】 東日本大震災を教訓に、非常用車両の配置基準の見直しや庁舎が被災した場合の代替施設の確保計画の策定を追加し、救急自動車、予防要員等の配置基準の見直し等を実施。
- 平成31年：【一部改正】 「消防の連携・協力」を整備指針に位置付け、はしご自動車や指令の共同運用の考え方を規定する等の見直しを実施。

【参考】令和元年度消防施設整備計画実態調査

(各年4月1日現在)

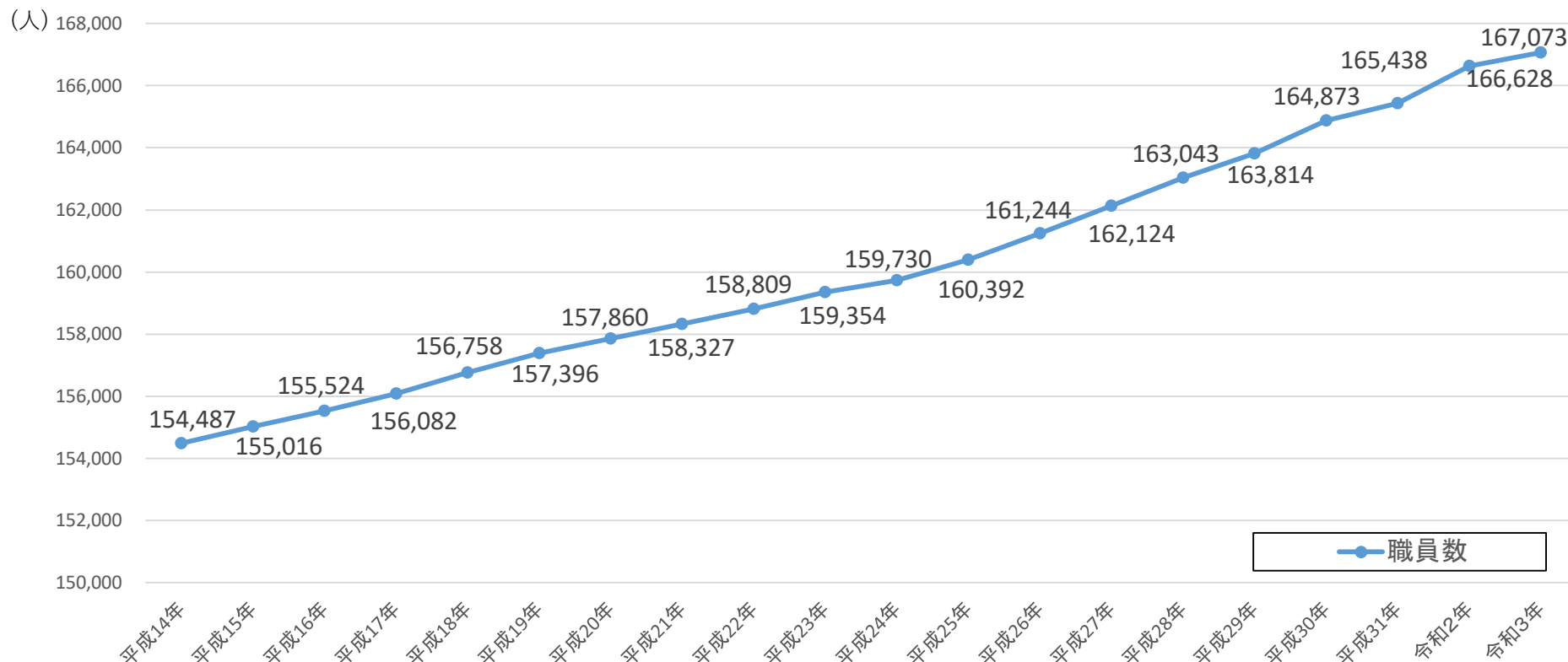
施設等	区 分	令和元年度調査結果	平成27年度調査結果
消 防 ポ ン プ 自 動 車	算定数 (A)	21,050 台	21,242 台
	整備数 (B)	20,570 台	21,002 台
	(B) / (A)	97.7 %	98.9 %
は し ご 自 動 車	算定数 (A)	1,286 台	1,360 台
	整備数 (B)	1,134 台	1,175 台
	(B) / (A)	88.2 %	86.4 %
化 学 消 防 車	算定数 (A)	1,130 台	1,210 台
	整備数 (B)	1,025 台	1,037 台
	(B) / (A)	90.7 %	85.7 %
救 急 自 動 車	算定数 (A)	5,427 台	5,398 台
	整備数 (B)	5,225 台	5,088 台
	(B) / (A)	96.3 %	94.3 %
救 助 工 作 車	算定数 (A)	1,326 台	1,354 台
	整備数 (B)	1,227 台	1,235 台
	(B) / (A)	92.5 %	91.2 %
消 防 水 利	算定数 (A)	1,450,135 箇所	1,561,386 箇所
	整備数 (B)	1,140,851 箇所	1,148,211 箇所
	(B) / (A)	78.7 %	73.5 %
消 防 職 員	算定数 (A)	211,166 人	209,564 人
	現員数 (B)	165,438 人	162,124 人
	(B) / (A)	78.3 %	77.4 %

【参考】消防本部規模別 消防車両・職員等整備率

(平成31年4月1日 時点)

本部規模	消防 ポンプ 自動車	はしご 自動車	化学 消防車	救急 自動車	救助 工作車	消防 水利	消防 職員
70万人以上	98.4	98.1	96.4	96.2	97.9	93.1	91.0
30万人以上70万人未 満	95.7	99.1	95.1	95.8	93.1	82.6	81.6
10万人以上30万人未 満	98.1	92.9	94.1	94.8	90.4	77.1	76.3
5万人以上10万人未満	97.6	80.8	83.0	96.6	92.6	70.7	68.6
3万人以上5万人未満	99.1	56.3	91.2	99.6	96.1	71.1	65.3
1万人以上3万人未満	98.4	44.6	81.2	99.7	82.8	70.1	61.9
1万人未満	99.3	50.0	60.0	100.0	80.0	61.7	56.7
30万人以上	96.8	98.5	95.8	96.0	95.6	87.4	87.3
5万人以上30万人未満	97.9	88.4	89.4	95.5	91.3	74.8	73.4
5万人未満	98.9	52.2	86.3	99.6	90.1	70.3	63.7
全計	97.7	88.2	90.7	96.3	92.5	78.7	78.3

【参考】消防職員数の推移（H14～R3）



【参考】勤務体制別 消防吏員数

【出典】令和3年消防白書

勤務体制別	毎日勤務	交替制勤務	計
消防吏員数	36,369	129,094	165,463
割合	22%	78%	100%

※令和3年4月1日現在

※毎日勤務者については首長部局に派遣されている職員及び消防学校など消防本部（署）以外の部署に勤務する職員等を含む。

※小数点第二位を四捨五入のため、合計等が一致しない場合がある。

2. 役職定年制に伴う消防吏員の階級の取扱いについて

役職定年制に伴う消防吏員の階級の取扱いについて

管理監督職勤務上限年齢制（いわゆる「役職定年制」）の導入に伴い、管理監督職の職員で管理監督職勤務上限年齢に達している者は、他の職への降任又は降給を伴う転任をすることとなるが、この際に、階級を維持しつつ、降任することは可能か。

○ 降任に伴う階級の取扱いを含む、消防吏員の階級に関する事項は、消防組織法第16条第2項の規定により、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定めることとされている。

※ なお、階級制度は、消防機関の指揮統率関係を明確にし、消防吏員がその任務を遂行するに当たっての統制と規律並びに秩序ある組織的活動を確保することをその目的の一つとして創設されたもの。階級と役職の対応関係の変更により、消防機関の指揮統率関係が不明瞭となり、特に災害時に複数の消防本部が共同して活動する場合等においては、任務遂行に当たっての統制と規律並びに秩序ある組織的活動が十分に確保されないおそれがあることに十分留意すべき。

(参考) 消防吏員の階級関係の法令上の規定

○消防組織法（昭和22年法律第226号）（抄）

（消防職員的身分取扱い等）

第十六条 消防職員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の定めるところによる。

2 消防吏員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

○消防吏員の階級の基準（昭和37年消防庁告示第6号）（抄）

第一条 消防吏員の階級は、消防総監、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。

第二条 消防長の職にある者の階級は、次の各号によるものとする。

- 一 消防総監の階級を用いることのできる者は、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第二十七条第二項の特別区の消防長とする。
- 二 消防司監の階級を用いることのできる者は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号及び次条第二号において「指定都市」という。）（指定都市の加入する組合を含む。以下この号及び次条第二号において同じ。）又は人口七十万以上の市町村（指定都市を除く。次条第二号において同じ。）の消防長とする。
- 三 消防正監の階級を用いることのできる者は、消防吏員の数が二百人以上又は人口三十万以上の市町村（前号に掲げる市町村を除く。）の消防長とする。
- 四 消防監の階級を用いることのできる者は、消防吏員の数が百人以上又は人口十万以上の市町村（前二号に掲げる市町村を除く。）の消防長とする。
- 五 消防司令長の階級を用いることのできる者は、第二号から前号までに掲げる市町村以外の市町村の消防長とする。

第三条 消防長の職にある者以外の消防吏員の階級は、次の各号によるものとする。

- 一 前条第一号の特別区にあっては、消防司監、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。
- 二 前条第二号の指定都市及び市町村にあっては、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。
- 三 前条第三号の市町村にあっては、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。
- 四 前条第四号の市町村にあっては、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。
- 五 前条第五号の市町村にあっては、消防司令、消防司令補、消防士長及び消防士とする。

第四条 市町村は、第一条及び前条の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、消防士の階級を消防副士長及び消防士の階級に区分することができる。